

自賠責保険基準料率に関する届出のご案内

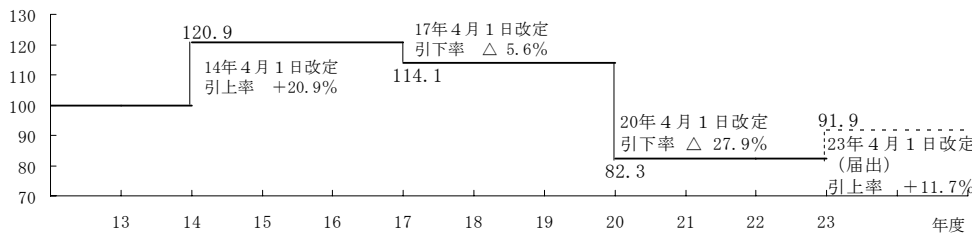
損害保険料率算出機構は、平成 23 年 1 月 18 日、自動車損害賠償責任（自賠責）保険の保険料率の基準となる料率（基準料率）を、平成 23 年 4 月 1 日以降に保険期間が始まる契約について、平均で 11.7%※引き上げることを金融庁長官に届け出ました。

※ 引上率は用途・車種等によって異なります。このため、すべての契約が 11.7%の引上げとなる訳ではありません。

届出に至った背景

▽現在の基準料率

《基準料率改定の推移》※平成 14 年 3 月時点の基準料率を 100 とした場合



現行の基準料率（平成 20 年 4 月 1 日改定）算出当時は、以下の点で、保険金をお支払いするための資金に余裕が見込まれていました。

- ① 過去契約分の収入と支出の差が黒字（注 1）となっていたこと
- ② 保険料の受け取りから保険金の支払いまでに発生した利息が蓄積（注 2）されていたこと

そのため、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間、この資金を純保険料率（注 3）の引き下げという形で契約者に還元することとしていました。したがって、現行の自賠責保険の純保険料率は、その算出当時から、**実際に支払いが見込まれる支払保険金に対して低い収入純保険料（注 4）**としており、この 5 年間で経過した後は、本来の純保険料率に戻すことが予定されていました。

▽最近の自賠責保険の収支の状況

今般の自賠責保険の収支状況の検証によれば、現行の基準料率（平成 20 年 4 月 1 日改定）を算出したときの予測と比較して、後遺障害を負った方に対してお支払いする保険金が想定していた以上に多かったこと（注 5）などから、**支払保険金が増加した結果、収支が悪化（注 6）**することが判明しました。そのため、**現行の基準料率では、当初予定していた平成 25 年度を迎える前に、保険金をお支払いするための資金が不足する状況**となりました。

改定基準料率の算定

上記の状況を踏まえ、以下のとおり、基準料率を引き上げる内容の届出を行いました。

- ・平成 20 年 4 月 1 日改定時に設定された「平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間で、収支を均衡させるための計算期間とする」とする考え方はそのままとしたうえで、純保険料率の収支に関して、今般の検証により平成 20 年 4 月 1 日改定時の見込みとの乖離が明らかとなった部分につき、これを調整するための引き上げを行います。

（注 1）平成 19 年度までに 6,570 億円の黒字となっていました。

（注 2）平成 19 年度までに 3,951 億円が蓄積されていました。

（注 3）純保険料率とは
基準料率は、「純保険料率」と「付加保険料率」からなっています。
「純保険料率」は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金にあてられます。
「付加保険料率」は、保険事業を営むための経費等（社費、代理店手数料）にあてられます。

（注 4）現行の純保険料率は、予定損害率を 133.8%としています。これは、保険会社が受け取る収入純保険料を 100 とすると、支払保険金が 133.8 となる見込みであることを意味します。

（注 5）平成 20 年度の後遺障害事故の発生頻度でみると、現行の基準料率算出時の見込みよりも約 30% 高くなっています。なお、後遺障害の中でも、特にむち打ち症などの神経症状の件数が増加しました。

	現行料率 算出時見込値	今般の 検証結果
発生頻度	0.06276%	0.08196%

（注 6）収支の悪化について
平成 23 年度の純保険料率の損害率は 139.9%となっており、当初予定していた 133.8%と比較して 4.6%※の成績の悪化が見込まれる状況となっています。

※4.6% = [(139.9% ÷ 133.8%) - 1] × 100

【主要車種の基準料率の例】

純保険料率については、平均 17.2%の引き上げですが、付加保険料率（社費および代理店手数料）は据え置きとするため、基準料率全体では平均 11.7%の引き上げとなります。

ただし、車種・保険期間等により引上率は異なるため、以下のとおり基準料率の例を掲載しています。

●保険期間：12か月（1年契約）（単位：円、%）

車 種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	13,850	15,110	1,260	9.1
自家用小型貨物自動車	12,250	14,190	1,940	15.8
軽自動車（検査対象車）	12,090	13,600	1,510	12.5
小型二輪自動車	9,280	9,640	360	3.9
原動機付自転車	6,960	7,280	320	4.6

●保険期間：24か月（2年契約）（単位：円、%）

車 種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	22,470	24,950	2,480	11.0
自家用小型貨物自動車	19,290	23,130	3,840	19.9
軽自動車（検査対象車）	18,980	21,970	2,990	15.8
小型二輪自動車	13,400	14,110	710	5.3
原動機付自転車	8,790	9,420	630	7.2

●保険期間：36か月（3年契約）（単位：円、%）

車 種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	30,910	34,600	3,690	11.9
自家用小型貨物自動車	—	—	—	—
軽自動車（検査対象車）	25,730	30,170	4,440	17.3
小型二輪自動車	17,450	18,500	1,050	6.0
原動機付自転車	10,580	11,520	940	8.9

（注1）上記の値は、離島地域および沖縄県については異なります。

（注2）保険期間が2・3年など、1年を超える契約の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で計算して割引しているため、単純に1年契約の基準料率の2倍・3倍とはなっていません。

【補 足】

1. 損保料率機構について

当機構は損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づき設立された、損害保険会社を会員とする民間の法人で、同法に基づき、自賠責保険の基準料率を算出しています。

自賠責保険の基準料率算出の他、地震保険の基準料率、火災保険・傷害保険・任意自動車保険・介護費用保険の参考純率の算出、および自賠責保険の損害調査を主な業務としています。

※当機構の概要については、「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

2. 自賠責保険について

昭和 30 年（1955 年）に自動車事故被害者の保護を目的として「自動車損害賠償保障法」が制定され、この法律に基づき自賠責保険がつくられました。自賠責保険は、自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、事故の被害者の治療費、慰謝料等の人身損害を保障する保険です。保険金は法令で定められた限度額の範囲で支払われます。

※自賠責保険の基準料率については、ホームページ「基準料率の算出」をご参照ください。

<http://www.nliro.or.jp/service/ryoritsu/jibaiseki/sansyutu.html>

3. 自賠責保険基準料率の届出と金融庁長官による審査

当機構が自賠責保険基準料率を金融庁長官に届け出ると、金融庁長官は、当該基準料率について審査（適合性審査）を行います。審査にあたっては、金融庁長官は自賠責保険審議会に諮問し、同審議会の審議を経て答申を受けます。

審査において、料団法に定める条件に適合していると判断されれば、当機構の会員である損害保険会社は、当機構の届け出た基準料率が審査期間（届出後 90 日までの期間とされていますが、金融庁長官が必要と認めた場合には、短縮または延長することができます）を経過した後に、この基準料率を使用するという届出を行うことで、当該基準料率を使用することができます。

《自動車損害賠償責任保険審議会（自賠責保険審議会）とは》

基準料率の算出や改定等の重要事項については、「自動車損害賠償責任保険審議会」において審議されます。この自賠責保険審議会は、金融庁に設置されています。

4. 基準料率に関する資料の閲覧

1 月 31 日付の官報に届け出た内容を掲載します。その内容が記載された自賠責保険基準料率表は、当機構のホームページにも掲出しております。また、当機構本部において、基準料率算出のための基礎資料の閲覧ができます。

以 上